

平成22年12月
警察庁生活安全局

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集について

警察庁では、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の一部を改正することを検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

御意見の提出先及び提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	電子メール	seianki@npa.go.jp ※件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局生活安全企画課法令係
	FAX	03-3581-0096 ※1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成22年12月17日（金）から 平成23年1月21日（金）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表することがあります。

別紙

1 命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案

2 根拠となる法令の条項

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第15条第2項第1号

3 改正の概要

法第15条及び第16条は、古物商等に対し取引の相手方の本人確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務を課しているが、対価の総額が1万円未満となる取引については、これらの義務を免除している（法第15条第2項、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第16条第1項）。ただし、オートバイや家庭用コンピュータゲームソフトについては、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しないこととしている（規則第16条第2項）。

ところで、近年、書籍やCD・DVD等の換金を目的とする万引きの被害が大きな社会問題となっている。そこで、万引被害に係る書籍やCD・DVD等の古物市場への流入を抑止するため、規則を改正し、書籍やCD・DVD等については、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等を免除しない古物に加えることとするものである。

4 施行期日

平成23年4月1日から施行する。